

(抜粋) 工事発注の方法等について

足立区公契約等審議会答申（概要）

本編ページは、報告書本体の該当ページを表しています

	課題項目	現行・現状	改善の方向性
1	予定価格公表のあり方	解体工事を除く予定価格 1 億円以上の工事のみ事後公表とする試行を実施している。 事後公表案件については、工事实績を求めている。	予定価格を 事後公表とする工事の範囲を予定価格 6000 万円以上の工事まで拡大 することが重要である。一方、 工事規模の目安になる工事発注規模一覧表を作成して公表 することが有用である。(本編 P23～24)
2	建設工事等発注標準のあり方 (発注金額によるランク分けのあり方)	(建築・土木) (1) Cランク：受注上限 6000 万未満 (2) Aランク：受注下限 4000 万以上 (3) Bランク：受注下限 2000 万以上 (電気・空調・給排水) (1) Aランク：受注下限 2000 万以上	他の特別区との均衡、入札不調の抑制及び落札率等の観点から、 建築、土木におけるCランク事業者の受注上限額の引き上げ（6000 万円から 1 億円）等 を含め、 業種ごとに発注標準を見直す 必要がある。(本編 P27～31)

	課題項目	現行・現状	改善の方向性
3	地域要件の設定のあり方	<p>(1) 予定価格 6000 万以上の工事については、区内本店事業者（A・Bランク）であることを原則とする。</p> <p>(2) 区外事業者の入札参加に関する規定がない。</p>	<p>最高裁判例、裁判例への適合性及び競争条件の確保等の観点から、区内支店事業者が予定価格 6000 万円以上の工事の入札に参加できるように見直すことは喫緊の課題である。また、難度の高い工事等に関する区外事業者の入札参加に関して発注標準に注記し、（入札参加資格委員会にて）適切かつ積極的な対応を行うことが適当である。（本編 P40～42）</p>
4	建設共同企業体（JV）対象工事のあり方等	<p>(1) 一定の予定価格以上の工事については、JV結成が原則で、JVのみによる参加を義務付けている。</p> <p>(2) JVの構成員は区内本店事業者のみ。</p>	<p>区内支店事業者がJVの代表・構成員となること、実績を有する区内事業者が単体で入札することを認めること、また、一定規模以上の大規模工事については、区外事業者を代表構成員とするJVの参加を認めることが妥当である。（本編 P48）</p>

	課題項目	現行・現状	改善の方向性
5	受注制限及び入札参加制限のあり方	<p>(1) 受注制限：同種工事等の入札案件で、公表時期・入札方法が同一かつ適正な入札を執行するために十分な事業者数を確保できる場合は、当該落札した入札案件以降に開札を行う入札案件に参加する資格を有しない（入札は無効になる）。</p> <p>(2) 入札参加制限：6000万円（空調・給排水は500万円）以上の工事を落札した場合は2か月間（空調・給排水は1か月間）入札に参加できない。</p>	<p>現行の入札参加制限については、大幅な緩和等を検討、受注制限も競争性を高める観点から見直す。見直し状況を考慮したうえで、必要な場合は受注件数による制限を検討する。また、工事実績等があるCランク事業者については、受注可能額を拡大して競争性を高める。現行の総合評価制度を見直し、受注制限の対象とならない施工能力評価型の総合評価方式による入札を拡大すること等を検討することが妥当である。</p> <p>（本編 P59）</p>
6	入札における不調・不落と不落随契及び再公告入札の手続	<p>足立区では、(1) 不調随契、(2) 不落随契とも、原則認めていない。</p> <p>(1) 不調随契：入札参加者がゼロであったことにより入札が成立しなかった場合に、特定の事業者と随意契約を行うことをいう。</p>	<p>予定価格事後公表の入札において、再度入札を行っても落札者がいない場合に、一定の条件下で、不落随契の手続を認める。また、入札参加者がいない入札不調の場合も含めて、再公告入札においては、落札を確実にするため、区内</p>

	課題項目	現行・現状	改善の方向性
		<p>(2) 不落随契：入札者全員が再度入札を行っても、予定価格を超過した場合又は最低制限価格未満であったため落札されない場合に、予定価格に最も近い入札者等から意思確認して、入札を再開して予定価格内に入った時点で契約額として随意契約を行うこと。</p>	<p>支店事業者及び区外事業者に入札参加資格要件を上げるなどのルールを決めることが考えられる。(本編 P61)</p>
7	最低制限価格未満での入札による不落等への対応	<p>(1) 最低制限価格が適用される1億8000万円未満の入札では、予定価格の90%に満たなければ失格となる。</p> <p>(2) 一方、低入札調査基準価格が適用される1億8000万円以上の工事においては、81% (90%×10分の9)の金額から低入札価格調査の対象となり、ダンピング等がなければ落札決定が行われることになるという大きな差が生じている。</p>	<p>低入札価格調査制度の適用対象工事を拡大した場合の影響や他の競争性の確保策の実効性等を慎重に検討するとともに、より実情に合った低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に運用を改善していく必要がある。また、地方自治法施行令の規定や他の自治体を参考に、初度入札で最低制限価格未満の入札となった者についても再度入札(当日の2回目の入札)に参加させることを検討すべきである。</p> <p>(本編 P63～64)</p>

	課題項目	現行・現状	改善の方向性
8	1者申込みの際の入札中止措置の見直し	入札参加の申し込みが1者しかなかった場合は、入札手続きは中止され、改めて再公告入札を行う取り扱いとなる。	1者申込みとなった場合には、区内事業者及び 区外事業者を含めた 指名競争入札などの方法により 入札を続行する べきである。(本編 P65)
9	債務負担行為等の活用による工事発注の平準化	区立学校の改修工事を児童・生徒のいない夏休み中に工事を行う必要があることなどから、年度当初に発注が集中し、担当職員の勤務環境の悪化及び事業者側の受注余力の減少等により入札不調の一因となっている。	工事の時期的な偏りによる事業者の受注余力の減少、担当職員等の超過勤務の急増等を抑制するため、 年度当初の工事をできる限り前倒しして発注することが有効 であり、検査等の集中を防ぐ観点から繰越明許費の活用についても検討する必要がある。(本編 P65)
10	総合評価制度の課題と活用	<p>(1) 総合評価制度については、一般土木事業の国庫補助事業で例があるに過ぎない。</p> <p>(2) 入札時の提出資料も多く、入札参加者にとって煩雑な面がある。</p> <p>(3) 技術点の評価を構成する過去の工事の評価点等は区の評価基準によるものとなっており、事実上、区外事業者は参加しても技術点が得られない状況がある。</p>	総合評価制度については、施工事業者に対して工事の評定点を良くしようとする意識付けを図るメリットがあるが、現行の制度については客観性や競争性を高める公正な評価基準への見直しが不可欠である。 現行の総合評価制度を見直すとともに、総合評価制度が適用される入札を拡大するべき である。(本編 P65～66)

	課題項目	現行・現状	改善の方向性
11	地元企業の育成策・優遇施策の実施	区内本店事業者についても、入札時に区内支店事業者や区外事業者と同様の実績（完成工事高）や同様の発注標準（発注金額によるランク分け）を適用する。	地方自治法等が定める機会均等、公正性、透明性及び経済性（価格の有利性）の範囲のなかで、区内本店事業者については、入札参加における実績要件（完成工事高）や等級要件の緩和などが実効性の高い育成・支援策である。これらにより、区内本店事業者が入札に参加する機会を拡大する。 （本編 P66～67）
12	区内事業者認定基準の改正と運用	<p>（1）届出制であったことから、申請時の審査手続等が不十分だった。</p> <p>（2）入札公告への当該基準の記載も行われていなかったため、区内事業者としての正式な届出等が行われていなくても入札に参加することが可能だった。</p> <p>※令和3年11月1日より基準を改正し、改善に向け着手。</p>	区内事業者認定基準等は、従来の届出制から認定制に改正された。公共調達に関する原則に基づき、 改正認定基準等を適切に運用することで、区内事業者の適正な受注を支援していく必要がある。 （本編 P67）